

質問に対する回答について

工事名) 東北自動車道 本宮地区立入防止柵補修工事

質問事項と回答

番号	質問事項	回 答
1	<p>共通仮設費率・現場管理費の補正について施工地域区分をご教示願います。</p>	<p>設計図書に示す施工地域でご判断ください。</p>
2	<p>特記仕様書 P10「12. 現場環境改善に関する事項」について 金抜設計書 P3 番号 11 諸経費①には積算上 現場環境改善費計上区分として計上していますでしょうか。そして計上する場合その補正は「施工地域・工事場所による補正」か「地方部・市街地」のいずれかを選択しているのかご教示願います。</p>	<p>特記仕様書 12. 「現場環境改善に関する事項」に示す通り、諸経費に計上します。 設計図書に示す施工地域でご判断ください。</p>
3	<p>16-4-1 定義で「既設の立入防止柵を撤去し」と表記があります。 既設の立ち入り防止柵の基礎も撤去するのでしょうか。それとも残置するのでしょうか。 仮に撤去する場合基礎の形状はコンクリートブロックや鋼管杭等どうなっていますでしょうか？ 基礎を撤去するならば、その小運搬や処分方法・撤去後の埋戻しの作業及び埋戻し材はどうするのかご教示願います。 残置する場合は既設箇所をずらして施工し、既設の立ち入り防止柵をガス切断し切断箇所を間詰モルタルで復旧するなどの工法を考えておられるのでしょうか、ご教示願います。</p>	<p>設計図書に示す通り、基礎は撤去し埋戻しを行ってください。なお、撤去する基礎形状は参考図に示す通りです。 撤去した基礎の小運搬及び処分方法は特記仕様書 9-1 「発生する残存物件と引渡し方法」及び 9-2 「残存物件の売却処分について」に示す通りです。</p>